

第 31 回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 2 月 24 日（金）午後 1 時 30 分

2. 場 所 大樹町役場委員会室

3. 出席委員 17 名

1	乙部 毅博	2	吉田 義明	3	猪飼 敬司
4	吉田 洋一	5	太田 勝義	6	片岡 文洋
7	齊藤 徹	8	牧田 日出男	9	辻本 一夫
10	向井 良治	11	富倉 浩之	12	金曾 浩文
13	太田 福司	14	竹内 稔		
16	岩岡 栄一	17	原口 武実	18	穀内 和夫

4. 欠席委員 0 名

5. 議事日程

日程第 1		農業委員会業務報告について
日程第 2	議案第 6 号	農地法第 18 条の規定による合意解約成立状況の確認について
日程第 3	議案第 7 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について
日程第 4	議案第 8 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第 5	議案第 9 号	農地法第 52 条の規定による農地賃借料情報の提供について

6. 事務局 瀬尾局長、豊吉主幹

7. 閉会時間 午後 2 時 30 分

8. 会議の概要

議長	<p>第 31 回、大樹町農業委員会、総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、議長において、16 番・岩岡栄一 委員、17 番・原口武実 委員を指名いたします。</p> <p>日程第 1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p>
瀬尾局長	<p>それでは、1 月 27 日開催の第 30 回総会以降に行われました業務等につきまして報告いたします。</p> <p>1 の会議関係では、2 月 1 日に「市町村農業者年金協議会代議員等研修会」が芽室町で開催され、穀内会長以下委員 12 名と事務局も含め合計 14 名が出席いたしました。内容は、農業者年金制度の現状や制度改正についての研修でございました。</p> <p>10 日「農業委員会 会長・会長職務代理者・事務局長研修会」が帯広市のとからプラザで開催され、穀内会長以下 3 名が出席しております。</p> <p>研修会では、農林水産省 経営局 農地政策課長と北海道農業協同組合中央会の前会長を講師に、農業経営基盤強化促進法の一部改正の詳細や北海道農業協同組合中央会での苦労話などの内容でございました。</p> <p>17 日「臨時第 1 回町議会」が開催され、会長と事務局長が出席しております。</p> <p>22 日、竹内委員長以下委員 8 名で農地委員会を開催し、令和 4 年の地区別の農地の賃貸借料につきまして、ご審議いただいております。</p> <p>本案件につきましては、この後の議案第 9 号にて、皆様にご審議いただくこととなっております。</p> <p>次に 2 番「農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告等について」でございます。</p> <p>今月の報告は 2 件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。</p> <p>また、2 法人から、提出期限を過ぎ、事務局より再度の通知をしても、正式に報告書の提出を受けていない状況となっております。今後も報告書の提出を促して参ります。</p>

<p>議長</p>	<p>次に3の「農地法第3条の3の規定による受理通知について」2件でございます。</p> <p>番号1番、■■■地区の、■■■氏が字■■■番■■■ほか4筆、■■■ ㎡の農地を相続された旨、通知を受理しております。</p> <p>番号2番、■■■地区の、■■■氏が字■■■番■■■ほか1筆、■■■ ㎡の農地を相続された旨、通知を受理しております。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
<p>瀬尾局長</p>	<p>日程第2、議案第1号、「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号1番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第6号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農地法第18条の規定では、農地等賃貸借の解除等の制限を定めております。</p> <p>農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ、賃貸借の解除等をしてはならないと定められております。</p> <p>ただし、例外となる要件がいくつか定められており、その要件の一つとして、貸主と借主が農地の引き渡し日の6か月以内に成立した合意で書面により明らかの場合と規定されております。</p> <p>今回、この例外規定の合意解約1件の通知がございました。</p> <p>つきまして、この合意解約につきまして、ご審議賜りたく、提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>豊吉主幹</p>	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について説明させていただきます。</p>

<p>議長</p>	<p>申請番号1番、所在及び地番につきましては、字■■■の1、登記簿・現況地目は畑と牧場、農振は農用地であります。</p> <p>面積は、■■■㎡、貸付人は■■■ ■■■氏、借受人は、■■■ ■■■ ■■■であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、2月1日であり、解約事由は、貸付人希望のためであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号、「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第3、議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可について」申請番号1番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p>
<p>瀬尾局長</p>	<p>それでは、議案第7号「農地法第3条第1項の規定による許可について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>農地法第3条第1項の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。</p> <p>農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定められており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業委員会で判</p>

断し、申請内容の可否についてご審議いただくものであります。

今回審議いただく案件は、4件でございます。

内訳は、所有権移転が3件、賃貸借による権利の設定1件となっております。

つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく、提案申し上げますので、よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

農地法第3条第1項の規定による許可について説明させていただきます。

申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■■の■■■■ 他12筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■■■㎡であります。

譲渡人は、■■■■ ■■■■ 氏、譲受人は、■■■■ ■■■■ 氏であり、無償贈与による所有権移転であります。本地区の担当委員は、■■■■委員です。

申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■■ 他4筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■■■㎡であります。

譲渡人は、■■■■ ■■■■ 氏、譲受人は、■■■■ ■■■■ 氏であり、無償贈与による所有権移転であります。本地区の担当委員は、■■■■委員です。

申請番号3番、所在、地番につきましては、字■■■■の1 他6筆、登記簿・現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■■■㎡であります。

譲渡人は、■■■■ ■■■■ ■■■■、譲受人は、■■■■ ■■■■ 氏であり、会社解散による所有権移転であります。売買価格は■■■■円 10a 当り■■■■円となっております。本地区の担当委員は、■■■■委員です。

別紙ではありますが、農地法第3条調査書を添付しております。本案件につきまして、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。

また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。

内容の説明が終わりました。

次に、地区担当委員より調査報告を求めます。

議長
豊吉主幹

議長

<p>■■■委員</p>	<p>申請番号1番及び2番について、■■■地区担当委員、■■■委員から報告願います。</p> <p>申請番号1番、2番につきましては、親から子への贈与による所有権移転の案件です。</p> <p>譲受人は、法人の構成員であり、意欲的に経営拡大を図っており、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
<p>議長</p> <p>■■■委員</p>	<p>次に申請番号3番について、■■■地区担当委員、■■■委員から報告願います。</p> <p>申請番号3番につきましては、会社の解散による所有権移転の案件です。</p> <p>会社の解散によって、譲受人に農地の所有権を移動させる手続きのため、許可しても問題ない案件と考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第7号、「農地法第3条第1項の規定による許可について」申請番号1番から3番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号4番の審議にあたり、■■■委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。</p>

<p>豊吉主幹</p>	<p>それでは、申請番号4番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>申請番号4番、所在、地番につきましては、字■■■の■■■ 他1筆、登記簿・現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■■■であり、借主希望による賃貸借であります。賃料は 年額■■■円 10a 当り■■■円となっております。本地区の担当委員は、■■■委員です。</p> <p>別紙であります、農地法第3条調査書を添付しております。本案件につきまして、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。</p>
<p>議長</p>	<p>また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。</p> <p>次に、地区担当委員より調査報告を求めます。</p>
<p>■■■委員</p>	<p>申請番号4番について、地区担当委員、■■■ 委員から報告願います。</p> <p>申請番号4番につきましては、借主希望による賃貸借の案件です。</p> <p>借主は、意欲的に経営拡大を図っており、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第7号、「農地法第3条第1項の規定による許可について」申請番号4番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>

<p>瀬尾局長</p>	<p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第4、議案第8号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」</p> <p>申請番号1番から5番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した集積計画を農業委員会が決定することが定められており、その集積計画に基づき各利用権の設定等を本総会にお諮りするものです。</p> <p>今回ご審議頂きます申請は5件でございます。内訳は、更新の賃貸借が4件、更新の使用貸借が1件となっております。</p> <p>つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、申請番号1番から5番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>豊吉主幹</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積の計画の決定について説明させていただきます。</p> <p>申請番号1番から4番につきましては、賃貸借の案件となります。</p> <p>申請番号1、所在、地番につきましては、字■■■■の1 他6筆であります。</p> <p>登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■■㎡のうち■■■■㎡であります。貸主は ■■■■ ■■■■ ■■■■、借主は ■■■■ ■■■■ 氏、経営面積は、■■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■■円 10a 当り ■■■■円、期間は、令和5年3月1日から令和6年2月29日の1年であります。</p> <p>申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■■の1 他1筆であります。</p> <p>登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■■㎡であります。貸主は、■■■■ ■■■■ ■■■■、借主は、■■■■ ■■■■ 氏、経営面積は、■■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■■円 10a 当り</p>

■■■円、期間は、令和5年3月1日から令和6年2月29日の1年であります。

申請番号3番、所在、地番につきましては、字■■■の1 他2筆であります。

登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は ■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a 当り

■■■円、期間は、令和5年3月1日から令和10年2月29日の5年であります。

申請番号4番、所在、地番につきましては、字■■■の1 他2筆であります。

登記簿・現況地目は畑とその他、農振は農用地であり、面積は■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は ■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a 当り ■■■円、期間は、令和5年3月1日から令和15年2月28日の10年であります。

申請番号5番につきましては、使用貸借の案件となります。

所在、地番につきましては、字■■■ 他6筆であります。登記簿・現況地目は畑とその他、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は ■■■㎡であり、当地における賃借料は、無償、期間は、令和5年3月1日から令和15年2月28日の10年であります。

以上で説明を終わります。

内容の説明が終わりました。

なお、申請番号1番から4番までは、賃貸借の更新のため、申請番号5番は、使用貸借更新のため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

議長

	<p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 8 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号 1 番から 5 番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第 5、議案第 9 号、「農地法第 52 条の規定による農地賃借料情報の提供について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p>
<p>瀬尾局長</p>	<p>それでは、議案第 9 号「農地法第 52 条の規定による農地賃借料情報の提供について」の提案説明申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます農地の賃借料の情報提供につきましては、農地法第 52 条において、農業委員会が果たす役割として、賃料等の農地に関する情報の収集、整理、分析を行い、提供を行うと規定されております。</p> <p>今回、令和 4 年 1 月から 12 月分までの、町内における農地の賃料等の情報を整理するなど取りまとめを行っております。</p> <p>2 月 22 日に、農地委員会を開催し、賃料等の状況や公表方法などをご審議いただき、本総会に諮ることをご承認いただいたところであります。</p> <p>本総会において、承認いただいた後、農業委員会のホームページで情報を公開する予定であります。</p> <p>つきましては、その内容等について、ご審議賜りたくご提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長 豊吉主幹</p>	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>農地法第 52 条の規定による農地賃借料情報の提供について説明させていただきます。</p> <p>農地の賃借料情報の提供につきましては、農地法第 52 条の規定に基づき、2</p>

月 22 日に農地委員会を開催し、令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの 1 年間における許可及び公告のあった賃借料について会議を実施いたしました。

例年にならい、北部、中央部、沿岸部の 3 ブロックに分け、平均値は、筆数で平均値を出し、比重案分は行っておりません。また、農地保有合理化事業による賃貸借は、除いております。

あと、単位は全て 10a 当たりとなっておりますので、単位は省略させていただきます。ではまず別紙を参照願います。

北部は、平均値は 5,100 円、最高値で 6,300 円、最低値で 2,200 円、筆数は 35 筆、中央部は、平均値 5,900 円、最高値で 6,300 円、最低値で 3,000 円、筆数は 140 筆、最後に、沿岸部は、平均値で 4,500 円、最高値で 6,000 円、最低値で 3,000 円、筆数は 50 筆という結果になりました。

この賃借料に異議がなければ、大樹町の農地賃借料情報として、町のホームページに掲載いたします。

以上で、説明を終わります。

内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑ないとき)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第 9 号、「農地法第 52 条の規定による農地賃借料情報の提供について」の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。

議長

瀬尾局長 議長	<p>次に連絡事項に入ります。</p> <p>事務局より説明します。</p> <p>以上をもって、第 31 回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p> <p>次回の総会につきましては、3月30日木曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上をもって、第 31 回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p>
------------	---

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和5年2月24日

会 長

委員(16 番)

委員(17 番)